

文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定について  
中間報告  
（素案）

文化審議会

平成 29 年 12 月

# 目次

はじめに .....	1
<b>I. 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等</b> .....	2
1. 文化芸術の価値等 .....	2
2. 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化 .....	4
<b>II. 今後の文化芸術政策の目指すべき姿</b> .....	6
目標 1 創造的で活力ある社会 .....	7
目標 2 心豊かで多様性のある社会 .....	9
目標 3 文化芸術の創造・発展・継承と教育 .....	11
目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム .....	14
<b>III. 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等</b> .....	16
戦略 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実 .....	18
戦略 2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現 .....	21
戦略 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの 貢献 .....	23
戦略 4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成 .....	25
戦略 5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成 .....	27
戦略 6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成 .....	28
<b>IV. 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策</b> .....	29
<b>V. 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立</b> .....	30
<b>VI. 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等</b> .....	32
<b>別紙 今後5年間の文化芸術政策に係る評価指標</b> .....	33

## はじめに

- 平成 29 年 6 月 21 日、文部科学大臣より文化審議会に対し「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について—「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」の策定に向けて—」の諮問を受けて以降、文化審議会においてはこれまで、文化審議会総会及び第 15 期文化政策部会等を計 11 回、分野別分科会及びワーキング・グループを計 14 回にわたり開催し、新たな文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定等に向けた審議を重ねてきた。
- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定について 中間報告」は、これまでの第 15 期文化政策部会等における審議を基に、文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定等に向け、現時点での考え方をまとめたものである。  
なお、現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について、審議が進められているところである。今後の文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に関する審議に際しては、同企画調査会における検討状況を踏まえていく必要がある。
- 文化芸術推進基本計画は、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が定めるものである（閣議決定）。従来の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」と比べて、観光や産業等関係省庁の実施する文化芸術に関連する施策を含めて策定する点、文化芸術に関する施策のより計画的な推進が求められている点で違いがある。
- なお、文化芸術基本法では、新たに、地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画について、国の文化芸術推進基本計画を参酌（参考に）して策定することなどが法律上努力義務として明記されたところであり、各地方公共団体においては、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが求められている。

## I. 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

### 1. 文化芸術の価値等

- 平成 29 年 6 月に成立した文化芸術基本法においては、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、また自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされている。
- このような文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

#### (本質的価値)

- ・ 文化芸術は、豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・ 文化芸術は、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、個人の文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

#### (社会的・経済的価値)

- ・ 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
  - ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
  - ・ 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
  - ・ 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。
- 我が国の文化芸術資源は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等も含め、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた価値あるものであり、国だけでなく地方でも大切な宝として、地域住民の理解を深め、確実に保存、継承すべきものである。

- このように、文化芸術は心豊かな国民生活や活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持っており、今後、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、更なる取組を進め、文化芸術立国を実現していく必要がある。国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、今こそ、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、イノベーションと多様性により未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められており、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し好循環を作り上げることが重要である。

## 2. 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化

(新しい文化芸術基本法の成立)

- 文化芸術基本法の改正の趣旨は、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることである。
- 文化芸術の継承、発展及び創造には文化芸術団体が積極的に役割を果たすべきであるとともに、文化芸術の推進のためには国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等の関係者相互の連携及び協働が重要である。
- 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められるとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転について検討が進められている。

(少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化)

- 少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など社会の状況が著しく変化する中で、こうした変化に応じた社会の要請に応じつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められている。
- 一方、急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化する中で、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっている。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催)

- 平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。

- 2020 年東京大会を契機として、歴史、風土や衣食住の文脈の中で、多様で豊かな日本文化の価値を国際的に分かりやすく発信することが求められている。
- 平成 32 年（2020 年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題である。

## Ⅱ. 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

- 文化芸術基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができるとともに、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるものとされている。
- このような文化芸術基本法を前提としつつ、文化芸術推進基本計画（第1期）においては、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況を踏まえ、イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を切り拓くため、国際的な動向も勘案しつつ、以下のとおり、中長期的な視点からの四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めることとする。

### 四つの目標（「今後の文化芸術の目指すべき姿」）

～イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を更に切り拓く～

#### 目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、活力ある社会が形成されている

#### 目標2 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

#### 目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

#### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている



- なお、ここで言う「文化芸術」は文化芸術基本法で使用されている「文化芸術」と同義であり、同法第8条から第13条に規定されている、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等を指している。
- 四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）のイメージ  
四つの目標が中長期的に目指す姿が具体的にどのようなものかを分かりやすく表現すると、例えば、以下のようにそれぞれの社会等のイメージを示すことができる。

#### 目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている

- ・ 優れた文化芸術への投資により、今ある我が国の文化芸術を含む多様な分野から更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されている。
- ・ 最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受している。
- ・ 全国各地で今までにない魅力的な新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれている。
- ・ 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- ・ 国内外での文化の国際交流・発信を通じて、我が国の国際的地位が向上している。

（文化芸術の社会的・経済的価値の意義）

- 文化芸術推進基本計画における文化芸術は、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と広く捉えることができ、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有する。

- 文化芸術への投資により、今ある我が国の文化芸術を含む多様な分野から更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されることや、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受できるようになること、全国各地で今までにない魅力的な新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれることは、文化芸術を通じて人々の創造性や表現力等を高めるとともに、関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果も生むものである。
- 各地の未指定も含めた豊かな文化財や伝統的な文化等を地域の資源として効果的に投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につなげるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を文化の国際交流・発信を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。
- 著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は、文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており、それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たすものである。また、文化芸術によるイノベーションを実現する上で、文化芸術関連産業・マーケットの育成や、後述（目標3参照）のとおり文化芸術の創造、発展、継承の基盤を整えることが重要であり、公正な利用に留意しつつ、著作権等の保護を図っていくことが求められている。

## 目標2 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

- ・ 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、海外に日本の文化芸術が発信されている。
- ・ 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があり、相互理解が進み、心の豊かさが形成されている。
- ・ 文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進んでいる。
- ・ 文化遺産を媒介として文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができる。
- ・ 在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信している。
- ・ あらゆる文化機関で年齢、性別等の多様な専門的人材が活躍している。

### (文化芸術の多様性と社会包摂の意義)

- 文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。

こうしたことから、高齢者や障害者、子供、在留外国人など全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが求められている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承・発展・創造するため、各地域の歴史等に根差した文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。

- 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から日本へ文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、日本から海外へ日本の文化芸術が発信されること、文化施設・国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進むこと、文化遺産を媒介により文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができること、在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化

を海外に次々と発信すること等により、文化芸術を通じて世界各国の人々を触発し、我が国及び世界において文化芸術活動の相互交流が活発に行われることは、心豊かな社会の形成に資するものである。

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備が重要である。
- 日本語は、日本の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、日本の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化を体現し、国際的な発信者となることが期待される。
- 著作権制度は、著作物等の創作、流通、利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものである。著作権関係施策を適切に講じていくことは、いずれも、国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。

### 目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展，次世代への継承が確実に行われ，全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

- ・ 多くの人々が我が国の文化芸術を誇りに感じている。
- ・ 若手をはじめ多様な新進芸術家等の人材が次々と育成され，国内外の文化芸術の場で活躍している。
- ・ 文化創造の基盤である文化財が確実に継承され，その価値が共有されている。
- ・ 文化財に加えて，芸術や芸能の知識・技能・物品等が次世代に確実に継承されている。
- ・ 劇場・音楽堂，美術館，博物館等の文化施設の創造・鑑賞活動に多くの人々が参加している。
- ・ 高齢者，障害者，子供，在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会がある。

(文化芸術の振興と教育の重要性)

- 我が国は，諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに，日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統，衣食住の文化など暮らしの中に文化が根付いている伝統がある。また，我が国では，多様な文化芸術活動が行われるとともに，日常においても，稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われている。こうした日本の文化財や伝統等は，世界に誇るべきものであり，日本人自身がその価値を十分に認識し，これを維持，継承，発展させることが重要である。
- 文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有し，特に本物の文化芸術の鑑賞機会や歴史・風土に根ざしたふるさとの文化芸術に触れる体験学習等の文化芸術に関する教育（以下「文化芸術教育」という。）は，豊かな人間性・創造性をかん養し，感動や共感，心身の健康など多様な恩恵をもたらすものである。
- 文化芸術は，活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ，文化芸術活動を行う者の創造性が十分に発揮されるとともに，そ

の地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮することが重要である。

- 世界に誇れる我が国の優れた文化芸術を次世代へ継承するためには、芸術家等文化芸術を担う者の功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重されることで更なる文化芸術の発展へとつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要である。
- 文化芸術団体は、劇場・音楽堂等や美術館、博物館、図書館等の文化施設と連携し、文化芸術活動の充実を図るなど、文化芸術の継承・発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められている。
- 劇場・音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きるきずなを形成するための地域の文化拠点である。また、全ての国民が心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会を開く社会包摂の機能、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や国際文化交流の機能など多種多様な役割を有している。さらに、劇場・音楽堂等は、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。
- 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。
- 暮らしの文化<sup>1</sup>は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、正に、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり日本の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしている。

---

<sup>1</sup> 文化芸術基本法第12条で規定されている茶道、華道、書道、食文化その他の生活の文化である生活文化及び囲碁・将棋その他の国民的娯楽である国民娯楽や、人々が文化的な営みを行う上で欠くことができない文化芸術という観点から、祭礼、年中行事などの有形・無形の文化財等が含まれる。

- 言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が多い。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。
  
- 著作権等は、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤をなすものである。また、著作物等の情報を活用する産業、教育、福祉、観光など、文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。

また、今日の情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用をめぐる環境の急激な変化を踏まえ、著作権制度の整備、著作物等の適正な流通環境の整備、著作権に関する教育や普及啓発の充実、著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより、社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに、これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

#### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている

- ・ 年齢、性別など多様でスキルの高い専門的人材が多くの文化施設や文化芸術団体で活躍している
- ・ 文化施設や文化芸術団体が持続可能で回復力のある基盤を有し、地域のプラットフォームが形成されている。
- ・ 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- ・ 地域の芸術祭等に多くの人々が参加するなど、多くの人々が地域の文化的環境に満足している。

(地域の文化芸術の推進の意義)

- 少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足、文化芸術の専門的人材の育成・確保が指摘されているなど、地域の文化芸術を支える基盤のせい弱化に対する危機感が広がっている。このような中で、国は、地方と緊密に連携しつつ、我が国全体の文化力向上に向けて先進的に取り組み、あらゆる人々が文化芸術に慣れ親しめるよう、その担い手の育成や創造・活動の場に向けた取組に努めることが重要である。
- 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者、芸術家、学校等、文化施設、社会福祉施設、NPO・NGO、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化政策を展開することが重要である。

(文化芸術を支える専門的人材)

- 文化芸術は、芸術家等のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技術者、美術館、博物館における学芸員や劇場・音楽堂等、文化芸術団体の各種専門職員等、多様で高いスキルを有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である。特に文化財の修理等の担い手については、その育成・確保が求められている。



○ 学芸員については、美術館・博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館・博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材の配置を見直すことが重要である。

○ 在留外国人が増加している中、我が国において外国人が持っている能力を十分に発揮して活躍するためには日本語の習得が不可欠である。そのためには、日本語教育実施機関・施設等における日本語教育の専門性を有する人材の確保が重要である。

(文化芸術団体、文化施設、企業、文化ボランティア)

○ 地域の文化芸術の継承、発展及び創造において文化芸術団体や文化施設等が果たす役割は重要であるとともに、企業の社会的責任(CSR)が重視されている中で、企業が地域の文化芸術活動の支援のみならず、文化芸術団体や文化施設の運営等に対して一層支援することが期待される。また、地域の文化芸術活動を進めるに当たっては文化ボランティアも文化芸術活動を支える重要な人材である。

### Ⅲ. 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（2018～2022年度の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ、以下に掲げる六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進める。

#### 六つの戦略（「今後5年間の文化芸術の基本的な方向性」）

- 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

- 上記のうち、戦略2、戦略3及び戦略4については、主として今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期視点）の目標1及び目標2に対応し、主に文化芸術の社会的・経済的価値の醸成に関わるものであり、戦略1、戦略5及び戦略6については、主として同じく目標3及び目標4に対応し、主に文化芸術の本質的価値の醸成に関わるものである。

- 改正基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」を定めることとし、関係省庁の関連施策や改正基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛り込む。

- 各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し、効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

## 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 芸術家の自由な発想に基づく創造活動に対して支援を行うとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図るなど、我が国の優れた文化芸術の創造・発展・継承を図る。
- 文化の祭典であり、世界が注目する2020年東京大会を契機として、我が国の文化芸術が世界的に正当に評価され、文化芸術活動創造や芸術に関する専門性が生かされる仕事が若者たちの憧れとなり、文化芸術分野の優れた人材に活躍の場が与えられる好循環が生まれるようにすることを目指す。
- 美術分野では、先述（目標3参照）のとおり、優れた文化芸術の保存、継承、創造、交流、発信の拠点である美術館・博物館・図書館を充実する。
- 実演芸術分野における、国際的な芸術祭の開催、世界の芸術祭への参加を促進するとともに、専門人材、文化芸術団体、劇場等の交流を促進する。また、ITやデジタル技術等の活用やメディア芸術<sup>2</sup>との連携を通じ、オリジナル性に富んだ作品の創造をおこなうなど、実演芸術の推進を図る。
- メディア芸術、美術、実演芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものであり、将来にわたって保存する観点から、文化遺産として保存・継承を図ることが重要である。また、作品を単純にアーカイブとして保存するだけでなく、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指す。
- 障害者等が行う自由な表現活動が活発に行われるような環境を整備するとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図る。
- 衣食住を含む暮らしの文化は、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代と共に変容したり、新たに生まれたりしてきたことや、実演芸術や

<sup>2</sup> メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術のこと。

美術、文化財などとも互いに密接に関わりあっているなど分野横断的で、かつ日本人の生活に深く根ざしているものであり、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能をしている。

今後、国が暮らしの文化を振興するに当たり、暮らしの文化の特性に留意しつつ、調査研究を行い、その範囲の検討を行うことが必要である。

- 過疎化や少子高齢化等、我が国の社会状況の急激な変化により、地域の衰退が懸念され、豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にある。文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財の指定等の推進や、適切な修理等を実施するとともに文化財保護制度について、これからの時代を切り拓くにふさわしいものとするための見直しを進める。【今後の検討状況に応じて更新】  
また、文化財の保存技術の保存・継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成、文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指し、計画的な文化財の継承を進める。
- 文化芸術教育については、音楽や美術などの芸術教育による表現や鑑賞の活動を通じて、生活や社会の中の芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成する。また、我が国の歴史・文化やふるさとについて理解するに当たって、文化財は欠くことが出来ないものであることを踏まえ、文化財を積極的に活用した教育活動の推進に取り組む。さらに、文化芸術教育の充実を図るため、小中学生の時から、可能な限り暮らしの文化や実演芸術に触れる機会を設ける等など長期的な視野での施策の展開が必要である。
- 先述（目標3参照）のとおり、文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていくことを目指す。
- 著作権等については、先述（目標3参照）の著作権制度の意義や政策推進の方向性を踏まえ、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していく。その際、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用を巡る環境が大きく変化し、これらの行為に関わる者の裾野も広がっていると同時に、これらの行為は国境を越えて行われるようになっていることを踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。

また、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

## 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、更に複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術によるイノベーションを実現す

- 我が国が永年育んできた豊かな文化芸術資源の基盤をより強固にすることを旨とする。更に、新たなビジネスモデル、産業やマーケットの育成、他分野への活用を促すことにより、新たな文化芸術の価値を創造し、文化芸術自体のイノベーションを起こす。
- 文化芸術関連分野と連携・協働することにより、今ある優れた我が国の文化芸術を含む多様な分野から新たな文化芸術の価値が創造されるとともに、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、複合領域等の新たな文化芸術が萌芽することを目指す。また、日本の商品やサービスの海外需要拡大や伝統的工芸品産業、コンテンツ産業等を文化芸術に関連する産業やマーケットの育成を通じて新たな文化芸術の価値を創造するなど、文化芸術によるイノベーションを実現する。
- 世界的にも高い評価を得ている我が国のメディア芸術について、更なる芸術水準の向上を目指していくことが重要であり、各種施策を通じて積極的に海外展開していく。また、メディア芸術の将来を担うクリエイターが国際的に活躍できるようにすることや、国際的な映画祭等で日本人監督が活躍するなど、世界に通用する監督等を育成する。
- 古美術から近現代美術を含め、日本美術については、国内外の専門家の育成・交流促進を通じた理解増進に加え、世界的な美術展やアートフェア等の機会を通じて、世界においてその価値を高めていく。
- 衣食住の文化を含む暮らしの文化は、実演芸術や美術、文化財などとも互いに分野横断的に密接に関わっており、また、技術や用具、原材料の維持・継承などを通じて、暮らしの文化の活動を支えるとともに、ファッション産業等を含む地場産業が地域活性化に貢献したりするなどの可能性を秘めていることから、これらを全体として振興する。

- 暮らしの文化の一部である食文化は、例えば和食文化で言えば、日本の自然が育んだ食材を選び調理すること、食べる前に「いただきます」という感謝の気持ち、器や調度品などで季節感を楽しむこと等に現れているように、私たちの生活の様々な場面で見られる「自然の尊重」の精神に立った、食事のとり方や食に関する習わしである。このため、それぞれの分野で食文化を支えるヒト・モノの育成に資するよう、それらを食文化全体として振興していく必要がある。このような観点から、和食文化の国内外における発信、国産花きや国産茶の需要拡大、鯨類に係る文化や食習慣等に関する情報発信等を行う。
  
- 文化財の積極的な保存・活用により、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、広域周遊観光の促進、新たな観光コンテンツの充実等も含め、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化等を進めるとともに、そのような取組により生まれる社会的・経済的な価値を文化財の継承や地域の維持発展に役立て、文化財の保存と活用に生かす好循環を創り上げることを目指す。
  
- 著作権等については、イノベーションの促進のため、我が国の成長戦略の観点から、今日、I o T・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用する「第4次産業革命」に対応した知財システムの構築が求められていることや、先述（目標1参照）の文化芸術関連産業・マーケットの育成や文化芸術の基盤整備の重要性を踏まえ、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組む。



### 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

- 国際社会において我が国の国家ブランディングを構築していくに当たっては、外国人がクールと捉える日本固有の魅力や海外における日本の文化資源、優れた日本のコンテンツ等を含め、我が国の優れた文化芸術を戦略的かつ積極的に発信し、日本の存在感の確保、対日理解の醸成など文化芸術を通じた相互理解、親日層の形成等を図っていく。このことは、親日国の形成、親日的な雰囲気醸成など文化外交上の目的にも資するとともに、日本製品の輸出拡大、インバウンド観光の促進など地方創生にもつながるものである。
- 優れた文化プログラムや訪日プロモーション、国立公園の情報発信等を通じて海外から文化芸術を目的に多くの人々が日本を訪れ地域で国際交流が行われることは、文化芸術を通じた相互理解につながるとともに、国家ブランディングにも貢献するものである。その際、文化施設や地域観光資源等の多言語化対応を進めることが重要であるとともに、関係機関等と連携し、訪日外国人が実演芸術分野に触れる機会を増やすことを目指す。
- 2020年東京大会をはじめとする一連の大型スポーツ・イベントと文化芸術事業を連動させ、相乗効果を図ることや、外交上の周年事業や、首脳間の合意等に基づき、効果を最大とするような時期及び国・地域にて、戦略的に大規模な文化事業を展開する。
- 日本各地における海外の芸術家等の受入れやオリンピック文化イベントを実施し、地域における文化活動の活性化を図るとともに、世界の幅広い地域への日本の文化人・芸術家等の派遣等や、海外での日本文化紹介・発信事業を通じて、日本が有する多様な文化芸術（伝統芸能、日本美術、和食、伝統的工芸品、茶道、華道、マンガ及びアニメ等）への理解を促進すべく積極的に相互交流・対外発信を行う。
- メディア芸術分野においては、優れた文化的価値を有する日本のメディア芸術作品の振興を通じて日本ブランドを構築するとともに、国内外における

メディア芸術の認知度を高めること、メディア芸術と他分野との連携を通じた地方創生、共生社会を実現する。

- 美術分野については、トリエンナーレ等の芸術祭の開催や芸術家・文化人・学芸員、美術館・博物館等とのネットワーク形成、海外の美術館への支援、海外における展覧会の開催、解説等の多言語化対応の推進等を通じて、日本の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行う。
- 日本語学習者については、海外では約 366 万人（平成 27 年）、国内では約 22 万人（平成 28 年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標 2 参照）のとおり、日本語学習者は、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 第 4 回日中韓文化大臣会合で合意された「上海行動プログラム」に基づき平成 26 年以降進められてきた日中韓文化都市交流については、日中韓 3 か国で選定した都市において、交流を行いつつ、様々な文化芸術活動動を実施してきたところであり、今後も日中韓を中核として、東アジア圏の都市間の文化のネットワークの更なる充実を図る。また、ASEAN や欧州都市との連携も視野に入れて取り組む。
- 文化芸術における国際協力については、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。
- 著作権等については、著作権侵害発生国政府機関や関係機関との協力等により、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していく。

#### 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるとともに、高齢者や障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 「文化に関する世論調査」(平成28年内閣府)によると、国民が文化芸術を直接鑑賞した経験の割合<sup>3</sup>は全体で59.2%であるが、年齢によって鑑賞活動にばらつきが生じているのが現状である<sup>4</sup>。今後は、年齢や居住地等にかかわらず文化芸術活動に触れられる機会を確保していくことが重要である。また、地域の芸能・祭りへの参加や、習い事等の鑑賞を除く文化芸術活動をした経験の割合<sup>5</sup>は28.1%と低いことから、人々が日常的に文化芸術活動に慣れ親しみ、参画できる環境を整えることが重要である。

なお、18歳未満の子供や障害者、在留外国人の文化芸術活動の状況については詳細が把握できていないことから、今後、国は、18歳未満の子供や障害者、在留外国人も含めた文化芸術活動の状況について、調査研究することが必要である。

- 文化芸術の社会的価値を上げる活動を実演家等の文化芸術関係者が積極的に行うなど、文化芸術が一部の愛好者のためのものでなく、全ての国民のものであると認識されることを目指す。また、障害者福祉や児童福祉の観点から行われる文化芸術活動を含め、高齢者や障害者、子供、在留外国人など全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることや、各地域の歴史等に根ざした多様な文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図る。

<sup>3</sup> この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがあるか聞いたところ、「鑑賞したことがある」とする者の割合

<sup>4</sup> 20～29歳の鑑賞経験率は75.4%となっている一方で、高齢者の鑑賞経験率は60～69歳が55.7%、70歳以上が45.4%となっている。また、直接鑑賞しなかった者に対し、美術館や博物館での鑑賞促進策を聞いたところ、「入場料が安くなる」(32.6%)のほか、「住んでる地域やその近くに美術館・博物館ができる(増える)」(30.7%)、「閉館時間が遅くなり、夜間でも鑑賞できるようにする」(19.2%)等が挙げられている。

<sup>5</sup> この1年間に、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、あるいはボランティアとしてこれらの活動を支援するなど、文化芸術に関わる鑑賞以外の活動をしたことがあるか聞いたところ、「活動したことがある」とする者の割合

- 美術分野については、子供、若者、高齢者、障害者等が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラムや地域の学校、NPO等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス等を通じて、全ての人が生涯を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れられるようにすることを目指す。
- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努める。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備を目指す。このことは、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等の被害からの復興に向けて、地域の力を取り戻す礎となるものである。
- 日本語学習者については、海外では約366万人（平成27年）、国内では約22万人（平成28年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標2参照）のとおり、日本語学習者は、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 先述（目標2参照）のとおり、著作権制度は、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

## 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

- 芸術家等のみならず、文化芸術を支える人材は、我が国の文化芸術の持続的な発展に必要であることから、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材（文化施設・文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事するアートマネジメント人材、企画制作者、舞台技術者・技能者、美術館博物館における学芸員・各種専門職員等）を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等を通じた専門的人材を育成する。
- メディア芸術においては、国内外において創作活動の機会を創出するために、キュレータ、教育者やアートマネジメントなどの文化的環境を構成する多様な人材の育成を目指す。
- 文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、学芸員等に関しては、文化財の適切な保存・活用双方の観点から、専門的な知見を持つ人々の育成を進める。
- アートマネジメント人材や文化財の修理等の担い手の社会的意義等についての理解を促し、文化芸術を支える担い手の拡大を図るため、子供の頃から文化芸術の魅力に触れることのできる機会の充実を図る。
- 地方公共団体においては、地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を踏まえ、その特色を生かした活動を推進すべきであり、地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実が期待される。

## 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う、持続可能で回復力のある地域の連携・協働を推進するプラットフォーム(関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み)を形成する。

- 地域の文化芸術活動を活性化するためには、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、文化施設、社会福祉施設、NPO・NGO、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化政策を展開することが重要である。また、これらの関係機関等による対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み、地域版アーツカウンシル等の地域の連携・協働を推進するプラットフォームを形成することを目指す。
- 関係機関等の中でも、文化芸術団体や文化施設等の職員は文化芸術の発展に積極的な役割を果たすことが求められており、これらが特に自立して継続的に活動するために必要な経営力、企画力、法令順守対応等のマネジメント力を強化することを目指す。
- 文化芸術を一層振興するためには、国や地方の財政が厳しい中、公的財政による支援のみではなく、企業及び個人からの寄附文化の醸成に向けた取組、文化芸術に係る税制の改善やその活用に向けた取組の周知、幅広く文化芸術が支援される方策を検討し、民と官の多様な連携が振興するよう、文化芸術に係る多様な財源を確保することを目指す。
- 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図るとともに、海外の創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促すこと、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む活動を推進する。
- 文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究を通じて、エビデンスに基づいた政策立案の機能を強化する。

IV. 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策（調整中）

（1）戦略1 関連

（2）戦略2 関連

・  
・  
・  
・  
・  
・

（6）戦略6 関連

## V. 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立

### （基本的な考え方）

- 文化芸術推進基本計画（第1期）に基づく文化芸術推進施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上を果たす観点から、以下のような評価・検証サイクルを確立することとする。
  - ・「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」（目標）、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）、「今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策」の関係性について、関係者のみならず国民一般も論理的に理解できるように可視化すること。
  - ・計画期間内（平成30～34年の5年間）において実施する基本的な施策群を含む政策の評価・検証を行うため、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）を対象に、精選して設定した指標を用いて単年度ごとに評価・検証しフォローアップを行うなど、計画の進捗状況を適切に把握し、今後の施策の改善に反映すること。
  - ・単年度ごとに加えて、中間年（平成32年度）の終了後には、中間評価を実施し、中間年以降の第1期計画に基づく施策の推進や、第2期計画の策定の検討に反映すること。

### （指標の位置付け）

- 評価・検証する際には、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、それぞれの戦略ごとの指標に基づく状況全体から進捗状況を適切に把握することが重要である。
- 指標は、計画を評価・検証しフォローアップを行う際のよりどころとなるものであり、指標の内容を達成することが目的ではないことに留意する。

### （指標の設定の在り方）

- 指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定することとし、また、文化芸術の各分野の特性に十分留意しつつ、定量的のみならず定性的評価を含む質的評価を重視する。
- 指標についてはアウトカム指標を基本とする。
- 指標の設定の際には、それらの達成が自己目的化し、政策全体、すなわち本来の基本的な方向性（戦略）等とかけ離されないように留意する。
- 現時点で指標に必要なデータ等がない場合には、第1期計画期間中の指標の開発を検討することとする。適切な指標を開発するため、国内外の情報や



各種データの収集・分析等文化芸術政策に係るエビデンスを蓄積することとする。

(進捗状況を把握するための指標候補)

別紙参照

(調査研究、政策立案機能の充実等)

- 指標開発のみならず、望ましい文化政策を企画立案・評価するためには、文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究が重要である。
- 大学や文化芸術団体等と連携し、国内外の文化政策の動向や文化芸術の活動実態等に係る情報の収集・分析、文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）及び経済波及効果などの経済分析、文化芸術の関係者や施設に関するデータ等の収集・調査分析等を継続的に行う機能・ネットワークが必要である。
- このような調査研究機能を確保し、そこで得られた結果を活用してエビデンスに基づいた政策立案の機能を強化していくべきである。

(地方公共団体における取組への期待)

- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の指標は国として設定するものであり、各地方公共団体において地方文化芸術推進基本計画等を策定する際には、これらの指標を参酌し、地域の実情に応じた指標を設定した上で、全国レベルの進捗状況と比較することなどにより、適切に現状を把握し、施策の改善やそれぞれの地域における計画等の策定・変更等に生かすことが期待される。

## Ⅵ. 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められているとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転についての取組が進められているが、文化芸術基本法は文化政策の根本法とも言うべき法律であり、今後の文化行政の機能強化についても、新しい文化芸術基本法に基づき考えられるべきものである。
- 新しい文化芸術基本法に基づく政策をけん引するため、文化庁の機能強化を通じて、平成30年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、第1期文化芸術推進基本計画に基づく文化政策を強力にけん引することが求められる。
- 「新・文化庁」は、文化芸術立国を目指し、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、今日の政策ニーズに対応し、関連分野における施策との有機的な連携が取れる組織体制を構築する必要がある。「新・文化庁」への組織改革は、「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて、①時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応することが必要であるとともに、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進する、②関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制を取ることで、新たな領域への積極的な対応を強化することが必要である。

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等																				
3A 3B	国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H20:44.9%</li> <li>H26:50.5%</li> <li>H28:51.1%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府「社会意識に関する世論調査」</li> <li>● 対象:18歳以上</li> <li>● 毎年実施</li> </ul>																				
3A 3B	日本の芸術について「非常によい」「ややよい」と回答する率	<p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常によい</th> <th>ややよい</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1998</td> <td>7</td> <td>54</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>2003</td> <td>8</td> <td>59</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>13</td> <td>59</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>16</td> <td>61</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>		非常によい	ややよい	計	1998	7	54	61	2003	8	59	67	2008	13	59	72	2013	16	61	77	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学共同利用機関法人情報システム研究機構統計数理研究所「日本人の国民性調査」</li> <li>● 対象:20歳以上85歳未満</li> <li>● 5年ごとに実施</li> </ul>
	非常によい	ややよい	計																				
1998	7	54	61																				
2003	8	59	67																				
2008	13	59	72																				
2013	16	61	77																				
3E	劇場・音楽堂等に行ったことのある者の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。</li> </ul>																					
3D	美術館・博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 博物館・図書館</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>博物館</th> <th>図書館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>124,165</td> <td>171,355</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>122,831</td> <td>187,562</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>129,579</td> <td>181,364</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博物館には、総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館が含まれる。</p>		博物館	図書館	H19	124,165	171,355	H22	122,831	187,562	H26	129,579	181,364	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文部科学省「社会教育調査」</li> <li>● 3年ごとに実施</li> </ul>								
	博物館	図書館																					
H19	124,165	171,355																					
H22	122,831	187,562																					
H26	129,579	181,364																					
3E	文化芸術活動や文化施設の社会的投資効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術の社会的投資効果の評価の在り方について、第1期計画期間中に、調査研究を行う。</li> </ul>																					
3B	我が国の芸術家人口の	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H17:38万人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省「国勢調査」</li> </ul>																				

3D	数	H22:38 万人 H27:41 万人(速報値) * 職業欄に「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」「舞踏家・俳優・演出家・演芸家」のいずれかに該当すると記入した人の数の合計	● 5年ごとに実施
1A 3D	「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある(計)」と回答した者の割合	● 関心があると回答した割合 H18:77.4% H22:81.1%	● 文化庁「国語に関する世論調査」 ● 毎年実施
1A 3D	「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている(計)」と回答した者の割合	● 大切にしていると回答した割合 H13:69.1% H20:76.7% H27:78.5%	● 文化庁「国語に関する世論調査」 ● 毎年実施
3C	文化財の適切な修理の実施状況	● 文化財の修理状況について定性的・質的に評価を行う。	● (参考)文化財の所有者等が行った修理の件数 H26:798 H27:838 H28:878 ● 文化庁
3C	文化財の防災・防犯対策の実施状況	● 文化財の防災・防犯対策の実施状況について定性的・質的に評価を行う。	● (参考)文化財の所有者等が行った防災・防犯対策の実施件数 H26:131 H27:129 H28:171 ● 文化庁
1D 4C	歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数	(戦略2参照)	(戦略1参照)
1C	文化芸術産業の経済規	(戦略2参照)	(戦略2参照)

	模(文化 GDP)		
2B	国民の鑑賞, 鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率	(戦略4参照)	(戦略4参照)

## 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽の支援、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含むくらしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等
1C	文化芸術産業の経済規模(文化 GDP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査研究中。第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを旨とする。</li> <li>● H26:文化 GDP 約 8.8 兆円(総 GDP の約 1.8%。諸外国は3~4%)</li> <li>● 《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円(GDP 比3%程度)に拡大することを旨とする。 ⇒ 2015 年: 8.8 兆円(2014 年:8.7 兆円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」(株)ニッセイ基礎研究所委託)</li> <li>● 文化産業:美術・音楽・舞台芸術・文学, 博物館・美術館, 映画, 写真, デザイン・サービス, その他(個人授業等), 放送, 出版, レコード音楽, ゲーム, その他(遊技場・娯楽業等)</li> <li>● 「未来投資戦略 2017」平成 29 年閣議決定</li> </ul>
	(参考)文化芸術関係産業の市場規模	H26: 7兆 8904 億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業省監修「デジタルコンテンツ白書」</li> <li>● 動画, 静止画・テキスト, ゲーム, 音楽・音声, 複合型</li> </ul>
	① デジタルコンテンツの市場規模	H27: 7兆 9434 億円	
	② アニメーション市場規模	H24: 2,330 億円 H25: 2,428 億円 H26: 2,595 億円 H27: 2,792 億円 H28: 2,520 億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (株)メディア開発総研発表資料</li> <li>● 劇場用アニメ, アニメビデオソフト(セル/レンタル), テレビアニメ, 配信(PC, IPTV, スマートフォン・フィーチャーフォン向け)</li> </ul> <p>※H27 より配信市場の算出方法を変更</p>
	③ マンガ販売金額	H26: 4,456 億円 H27: 4,437 億円 H28: 4,454 億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (公社)全国出版協会 出版科学研究所「出版指標 年報」</li> <li>● 単行本, 雑誌, 電子書籍</li> </ul>
	④ 映画の興行収入	H25: 1,942 億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (社)日本映画製作者連盟資料</li> </ul>

		H26:2,070 億円 H27:2,171 億円 H28:2,355 億円	
	⑤ 音楽・音声収入	H23:13,341 億円 H24:13,639 億円 H25:13,252 億円 H26:13,367 億円 H26:13,861 億円	● 経済産業省監修「デジタルコンテンツ白書」
	⑥ 国内の旅行消費額	H26:22.6 兆円 H27:25.5 兆円	● 観光庁「観光白書」 ● 日本人国内宿泊旅行, 日本人国内日帰り旅行, 日本人海外旅行(国内分), 訪日外国人旅行
2B 3E	国民の鑑賞, 鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率	(戦略4参照)	(戦略4参照)
1D 4C	歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数	● 歴史文化基本構想策定件数: 60 件(平成 29 年4月時点) ● 保存活用計画策定件数: 903 件(平成 29 年6月時点)	● 今後の企画調査会における議論も踏まえて必要な場合は更新。
1B	文化遺産オンラインの訪問回数・登録件数	● 訪問回数: 約 172 万回(平成 28 年度) ● 登録件数: 123,409 件(平成 29 年4月時点)	● 文化庁
4B	国立美術館・博物館の寄付金等の受入れ状況	● 国立美術館 H28 年度 847 百万円 ● 国立文化財機構 H28 年度 754 百万円	● 独立行政法人国立美術館 第 16 期事業年度(平成 28 年度)財務諸表 ● 独立行政法人国立文化財機構 第 10 期事業年度(平成 28 年度)財務諸表

### 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進への貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等													
2C	(参考)訪日外国人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>H23: 622 万人</li> <li>H27: 1974 万人</li> <li>H28: 2404 万人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府観光局(JNTO)</li> <li>毎月実施</li> </ul>													
	(参考)訪日外国人が訪日前に期待していたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人が訪日前に期待していたこと(20項目から複数回答)(%)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>日本食を食べること</td> <td>71.2</td> </tr> <tr> <td>自然・景勝地観光</td> <td>47.9</td> </tr> <tr> <td>日本の歴史・伝統文化体験</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>美術館・博物館</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>日本のポップカルチャーを楽しむ</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>映画・アニメ縁の地を訪問</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>舞台鑑賞</td> <td>4.4</td> </tr> </table>	日本食を食べること	71.2	自然・景勝地観光	47.9	日本の歴史・伝統文化体験	16.8	美術館・博物館	13.9	日本のポップカルチャーを楽しむ	10.4	映画・アニメ縁の地を訪問	4.9	舞台鑑賞	4.4
日本食を食べること	71.2															
自然・景勝地観光	47.9															
日本の歴史・伝統文化体験	16.8															
美術館・博物館	13.9															
日本のポップカルチャーを楽しむ	10.4															
映画・アニメ縁の地を訪問	4.9															
舞台鑑賞	4.4															
2C	日本を留学先として選んだ理由(複数回答)として、「日本語・日本文化を勉強しなかったため」と回答した率	<ul style="list-style-type: none"> <li>H23: 49.6%</li> <li>H25: 45.1%</li> <li>H27: 47.3%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(独)日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」</li> <li>2年ごとに実施</li> <li>対象:大学(大学院含む),短期大学,専修学校(専門課程),準備教育機関及び日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生</li> </ul>													
2E	在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留外国人数に占める日本語学習者数の割合</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>H26 末</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>H27 末</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>H28 末</td> <td>9.1%</td> </tr> </table>		割合	H26 末	8.2%	H27 末	8.6%	H28 末	9.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁「日本語教育実態調査」</li> <li>法務省「在留外国人統計」</li> <li>日本語教育実施機関・施設等:大学等機関,地方公共団体・教育委員会,国際交流協会,法務省告示機関・任意団体等</li> <li>毎年実施</li> </ul>					
	割合															
H26 末	8.2%															
H27 末	8.6%															
H28 末	9.1%															
2E	国内外の日本語教育実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語学習者数の増加率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁「日本語教育実態調査」</li> </ul>													



	機関・施設等における日本語学習者数の増加率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26 末</td> <td>174,359</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27 末</td> <td>191,753</td> <td>+11.2%</td> </tr> <tr> <td>H28 末</td> <td>217,881</td> <td>+13.6%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外における日本語学習者数の推移 平成 21 年 3,651,232 人 平成 24 年 3,985,669 人 +9.2% 平成 27 年 3,655,024 人 -8.3%</li> </ul>		人数	増加率	H26 末	174,359		H27 末	191,753	+11.2%	H28 末	217,881	+13.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語教育実施機関・施設等：大学等機関，地方公共団体・教育委員会，国際交流協会，法務省告示機関・任意団体等</li> <li>● 毎年実施</li> <li>● 国際交流基金「海外日本語教育機関調査」</li> <li>● 日本語教育実施機関・施設等：初等・中等・高等教育機関，民間日本語学校等</li> <li>● 3年毎に実施</li> </ul>
	人数	増加率													
H26 末	174,359														
H27 末	191,753	+11.2%													
H28 末	217,881	+13.6%													
2E 4A	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本語教師養成・研修講座の受講者数 H27:26,241 人 H28:29,267 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁「日本語教育実態調査」</li> <li>● 日本語教師養成・研修実施機関・施設等：大学等機関，地方公共団体・教育委員会，国際交流協会，法務省告示機関・任意団体等</li> <li>● 毎年実施</li> </ul>												
2B	文化プログラムの認証件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京 2020 文化オリンピックアード 747 件 beyond2020 プログラム 1,195 件（平成 29 年9月時点）</li> <li>● 文化情報プラットフォームへの文化イベント掲載件数：1,900 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京 2020 文化オリンピックアードの認証件数：組織委員会</li> <li>● beyond2020 プログラムの認証件数：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局とりまとめ</li> <li>● 文化情報プラットフォームの掲載件数：文化庁</li> </ul>												
2C	劇場・音楽堂等における多言語化対応率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「施設の多言語化について、「対応している」「一部のみ対応している」と回答した国公立劇場・音楽堂等の割合</li> </ul> <p>H28 年度</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国公立全体</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>国立</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>27.2%</td> </tr> <tr> <td>市・特別区(30 万人以</td> <td>28.3%</td> </tr> </tbody> </table>	国公立全体	15.9%	国立	100%	都道府県	45.5%	政令市	27.2%	市・特別区(30 万人以	28.3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁「劇場，音楽堂等の活動状況に関する調査」(委託実施主体(公社)全国公立文化施設協会)</li> <li>● 概ね毎年実施</li> </ul>		
国公立全体	15.9%														
国立	100%														
都道府県	45.5%														
政令市	27.2%														
市・特別区(30 万人以	28.3%														

		上)	
2D 1E	文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化遺産保存修復等に関する国際協力の状況について定性的・質的に評価を行う。</li> </ul>	(参考) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化遺産保護に関する人材養成研修等のために派遣した人数:180人(平成28年度)</li> <li>● 文化遺産保護に関する人材養成研修等に海外から参加・招へいた人数:820人(平成28年度)</li> </ul>
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)

## 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるとともに、高齢者や障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

青色:アウトカム／無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等																																																																						
2B	国民の鑑賞，鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鑑賞活動</th> <th>鑑賞活動以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>50.9%</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>62.8%</td> <td>23.7%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>59.2%</td> <td>28.1%</td> </tr> </tbody> </table>		鑑賞活動	鑑賞活動以外	H15	50.9%	16.4%	H21	62.8%	23.7%	H28	59.2%	28.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府「文化に関する世論調査」</li> <li>● 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上)</li> <li>● 平成28年,平成21年,平成15年,平成8年,昭和62年実施</li> </ul>																																																										
			鑑賞活動	鑑賞活動以外																																																																					
H15	50.9%	16.4%																																																																							
H21	62.8%	23.7%																																																																							
H28	59.2%	28.1%																																																																							
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における、文化芸術関連の状況</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>行動者率(%)</th> <th>平均行動日数(日/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>19.4</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>14.5</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>39.6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>10.1</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>13.7</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>行動者率(%)</th> <th>平均行動日数(日/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>10.9</td> <td>66.3</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>2.9</td> <td>74.8</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>2.8</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>1.6</td> <td>39.4</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>1.4</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>4.1</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>1.8</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>1.6</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>6.4</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>10.6</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>17.8</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>25.7</td> <td>57.5</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>3.5</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>2.2</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>2.5</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.2</td> <td>59.9</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>3.2</td> <td>27.6</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動関連	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)	「美術鑑賞」	19.4	6.8	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	14.5	7.3	「映画館での映画鑑賞」	39.6	6.0	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	10.1	7.7	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	9.7	鑑賞活動以外	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)	「楽器の演奏」	10.9	66.3	「邦楽」	2.9	74.8	「コーラス・声楽」	2.8	45.2	「邦舞・おどり」	1.6	39.4	「洋舞・社交ダンス」	1.4	70.0	「書道」	4.1	35.7	「華道」	1.8	23.0	「茶道」	1.6	23.1	「和裁・洋裁」	6.4	26.5	「編み物・手芸」	10.6	33.6	「趣味としての料理・菓子作り」	17.8	23.9	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	25.7	57.5	「絵画・彫刻の制作」	3.5	41.2	「陶芸・工芸」	2.2	22.3	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.5	50.2	「囲碁」	1.2	59.9	「将棋」	3.2	27.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省「社会生活基本調査」</li> <li>● 5年に1回(直近は平成28年)</li> <li>● 10歳以上</li> </ul>
鑑賞活動関連	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)																																																																							
「美術鑑賞」	19.4	6.8																																																																							
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	14.5	7.3																																																																							
「映画館での映画鑑賞」	39.6	6.0																																																																							
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	10.1	7.7																																																																							
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	9.7																																																																							
鑑賞活動以外	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)																																																																							
「楽器の演奏」	10.9	66.3																																																																							
「邦楽」	2.9	74.8																																																																							
「コーラス・声楽」	2.8	45.2																																																																							
「邦舞・おどり」	1.6	39.4																																																																							
「洋舞・社交ダンス」	1.4	70.0																																																																							
「書道」	4.1	35.7																																																																							
「華道」	1.8	23.0																																																																							
「茶道」	1.6	23.1																																																																							
「和裁・洋裁」	6.4	26.5																																																																							
「編み物・手芸」	10.6	33.6																																																																							
「趣味としての料理・菓子作り」	17.8	23.9																																																																							
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	25.7	57.5																																																																							
「絵画・彫刻の制作」	3.5	41.2																																																																							
「陶芸・工芸」	2.2	22.3																																																																							
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.5	50.2																																																																							
「囲碁」	1.2	59.9																																																																							
「将棋」	3.2	27.6																																																																							

2B	高齢者の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞活動への参加率(%)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>60歳～</th> <th>70歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>48.5</td> <td>38.5</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>59.8</td> <td>43.2</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>55.7</td> <td>45.4</td> </tr> </tbody> </table>		60歳～	70歳以上	H15	48.5	38.5	H21	59.8	43.2	H28	55.7	45.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府「文化に関する世論調査」</li> <li>対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上)</li> <li>平成28年,平成21年,平成15年,平成8年,昭和62年実施</li> </ul>																																																																																				
			60歳～	70歳以上																																																																																															
H15	48.5	38.5																																																																																																	
H21	59.8	43.2																																																																																																	
H28	55.7	45.4																																																																																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑賞活動以外への参加率(%)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>60歳～</th> <th>70歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>18.4</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>26.1</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>24.9</td> <td>31.7</td> </tr> </tbody> </table>		60歳～	70歳以上	H15	18.4	16.5	H21	26.1	20.1	H28	24.9	31.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「社会生活基本調査」</li> <li>5年に1回(直近は平成28年)</li> <li>10歳以上</li> </ul>																																																																																						
	60歳～	70歳以上																																																																																																	
H15	18.4	16.5																																																																																																	
H21	26.1	20.1																																																																																																	
H28	24.9	31.7																																																																																																	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去1年間の「趣味・娯楽」行動における,文化芸術関連の状況について,65歳以上の行動者率(%)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>65～69歳</th> <th>70～74歳</th> <th>75歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>23.1</td> <td>20.9</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>16.7</td> <td>15.9</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>25.7</td> <td>19.7</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>11.3</td> <td>11.2</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>13.7</td> <td>12.5</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>65～69歳</th> <th>70～74歳</th> <th>75歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>6.4</td> <td>5.5</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>1.9</td> <td>2.2</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>3.2</td> <td>4.2</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>3.6</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>3.1</td> <td>3.4</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>9.0</td> <td>8.5</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>14.0</td> <td>12.0</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>12.9</td> <td>10.5</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>44.6</td> <td>45.3</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>3.5</td> <td>4.2</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>2.6</td> <td>3.1</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.5</td> <td>2.4</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動関連	65～69歳	70～74歳	75歳～	「美術鑑賞」	23.1	20.9	11.5	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	16.7	15.9	10.1	「映画館での映画鑑賞」	25.7	19.7	8.8	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	11.3	11.2	7.3	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	12.5	7.1	鑑賞活動以外	65～69歳	70～74歳	75歳～	「楽器の演奏」	6.4	5.5	3.4	「邦楽」	1.9	2.2	1.9	「コーラス・声楽」	3.2	4.2	3.8	「邦舞・おどり」	1.5	2.0	1.7	「洋舞・社交ダンス」	2.1	2.0	1.5	「書道」	3.6	4.1	3.5	「華道」	3.1	3.4	1.8	「茶道」	1.9	2.0	1.7	「和裁・洋裁」	9.0	8.5	6.7	「編み物・手芸」	14.0	12.0	8.9	「趣味としての料理・菓子作り」	12.9	10.5	6.1	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	44.6	45.3	32.7	「絵画・彫刻の制作」	3.5	4.2	2.9	「陶芸・工芸」	2.2	2.2	1.2	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.6	3.1	3.3	「囲碁」	1.5	2.4	2.7	「将棋」	2.6	2.5	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「社会生活基本調査」</li> <li>5年に1回(直近は平成28年)</li> <li>10歳以上</li> </ul>
鑑賞活動関連	65～69歳	70～74歳	75歳～																																																																																																
「美術鑑賞」	23.1	20.9	11.5																																																																																																
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	16.7	15.9	10.1																																																																																																
「映画館での映画鑑賞」	25.7	19.7	8.8																																																																																																
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	11.3	11.2	7.3																																																																																																
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	12.5	7.1																																																																																																
鑑賞活動以外	65～69歳	70～74歳	75歳～																																																																																																
「楽器の演奏」	6.4	5.5	3.4																																																																																																
「邦楽」	1.9	2.2	1.9																																																																																																
「コーラス・声楽」	3.2	4.2	3.8																																																																																																
「邦舞・おどり」	1.5	2.0	1.7																																																																																																
「洋舞・社交ダンス」	2.1	2.0	1.5																																																																																																
「書道」	3.6	4.1	3.5																																																																																																
「華道」	3.1	3.4	1.8																																																																																																
「茶道」	1.9	2.0	1.7																																																																																																
「和裁・洋裁」	9.0	8.5	6.7																																																																																																
「編み物・手芸」	14.0	12.0	8.9																																																																																																
「趣味としての料理・菓子作り」	12.9	10.5	6.1																																																																																																
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	44.6	45.3	32.7																																																																																																
「絵画・彫刻の制作」	3.5	4.2	2.9																																																																																																
「陶芸・工芸」	2.2	2.2	1.2																																																																																																
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.6	3.1	3.3																																																																																																
「囲碁」	1.5	2.4	2.7																																																																																																
「将棋」	2.6	2.5	1.9																																																																																																

2B	障害者の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。</li> </ul>																																																																															
2B	在留外国人の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。</li> </ul>																																																																															
2B	子供の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鑑賞活動・鑑賞活動以外への参加率(18～19歳)(%) <table border="1" data-bbox="512 524 1007 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>鑑賞活動</th> <th>鑑賞活動以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>69.4</td> <td>27.8</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>● 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における、文化芸術関連の10歳～19歳の行動者率(%) <table border="1" data-bbox="451 768 1067 1016"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>10～14歳</th> <th>15～19歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>15.5</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>13.4</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>71.5</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>14.8</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>11.8</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="451 1064 1067 1675"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>10～14歳</th> <th>15～19歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>32.6</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>3.7</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>7.3</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>4.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>2.5</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>21.6</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>2.3</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>5.7</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>14.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>27.5</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>6.8</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>10.2</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>4.6</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.8</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>11.1</td> <td>5.3</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>		鑑賞活動	鑑賞活動以外	H28	69.4	27.8	鑑賞活動関連	10～14歳	15～19歳	「美術鑑賞」	15.5	15.0	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	13.4	16.6	「映画館での映画鑑賞」	71.5	69.7	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	14.8	11.5	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	11.8	16.4	鑑賞活動以外	10～14歳	15～19歳	「楽器の演奏」	32.6	24.2	「邦楽」	3.7	5.9	「コーラス・声楽」	7.3	5.5	「邦舞・おどり」	4.6	3.7	「洋舞・社交ダンス」	2.5	2.3	「書道」	21.6	8.4	「華道」	1.0	0.9	「茶道」	2.3	2.7	「和裁・洋裁」	5.7	3.7	「編み物・手芸」	14.9	8.7	「趣味としての料理・菓子作り」	27.5	26.1	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	6.8	3.0	「絵画・彫刻の制作」	10.2	7.1	「陶芸・工芸」	4.6	2.0	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	4.3	4.4	「囲碁」	1.8	1.0	「将棋」	11.1	5.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府「文化に関する世論調査」</li> <li>● 対象:18歳以上</li> <li>● 平成28年実施</li> <li>● 総務省「社会生活基本調査」</li> <li>● 5年に1回(直近は平成28年)</li> <li>● 10歳以上</li> </ul>
	鑑賞活動	鑑賞活動以外																																																																															
H28	69.4	27.8																																																																															
鑑賞活動関連	10～14歳	15～19歳																																																																															
「美術鑑賞」	15.5	15.0																																																																															
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	13.4	16.6																																																																															
「映画館での映画鑑賞」	71.5	69.7																																																																															
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	14.8	11.5																																																																															
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	11.8	16.4																																																																															
鑑賞活動以外	10～14歳	15～19歳																																																																															
「楽器の演奏」	32.6	24.2																																																																															
「邦楽」	3.7	5.9																																																																															
「コーラス・声楽」	7.3	5.5																																																																															
「邦舞・おどり」	4.6	3.7																																																																															
「洋舞・社交ダンス」	2.5	2.3																																																																															
「書道」	21.6	8.4																																																																															
「華道」	1.0	0.9																																																																															
「茶道」	2.3	2.7																																																																															
「和裁・洋裁」	5.7	3.7																																																																															
「編み物・手芸」	14.9	8.7																																																																															
「趣味としての料理・菓子作り」	27.5	26.1																																																																															
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	6.8	3.0																																																																															
「絵画・彫刻の制作」	10.2	7.1																																																																															
「陶芸・工芸」	4.6	2.0																																																																															
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	4.3	4.4																																																																															
「囲碁」	1.8	1.0																																																																															
「将棋」	11.1	5.3																																																																															
4D	地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住んでいる地域での文化的な環境に満足しているか聞いたところ、「満足している」とする者の割合 H28:53.6% H21:52.1%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府「文化に関する世論調査」</li> <li>● 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上)</li> <li>● 平成28年、平成21年実施</li> </ul>																																																																														

1C	文化芸術産業の経済規模(文化 GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)
2E	在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	(戦略3参照)	(戦略3参照)
2E	日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加率	(戦略3参照)	(戦略3参照)
2E 4A	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	(戦略3参照)	(戦略3参照)
2C	劇場・音楽堂等における多言語化対応率	(戦略3参照)	(戦略3参照)

## 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

青色:アウトカム／無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等								
4A	地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的な職員が活躍している状況について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁</li> </ul>								
4A	文化施設における専門的人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化施設(劇場・音楽等, 美術館・博物館等)における専門的人材について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁</li> </ul>								
2F 4A	劇場・音楽堂等の管理職における専門的人材の男女比率, 舞台技術職員の年齢層	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国公立劇場・音楽堂等の管理職における女性比率(H28) 館長等運営全体の責任者:21.0% 舞台監督等芸術に関する責任者:20.1%</li> <li>● 国公立劇場・音楽堂等の年齢層別舞台技術職員数(H28) <table border="1" data-bbox="699 1106 1099 1305"> <tbody> <tr> <td>29歳以下</td> <td>0.54人</td> </tr> <tr> <td>30歳～59歳</td> <td>1.77人</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>1.22人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.53人</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	29歳以下	0.54人	30歳～59歳	1.77人	60歳以上	1.22人	計	3.53人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁「劇場, 音楽堂等の活動状況に関する調査」(委託実施主体(公社)全国公立文化施設協会)</li> <li>● 概ね毎年実施</li> </ul>
29歳以下	0.54人										
30歳～59歳	1.77人										
60歳以上	1.22人										
計	3.53人										
4A	文化芸術団体におけるマネジメント人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術団体におけるマネジメント人材について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁</li> </ul>								
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)								
2E 4A	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	(戦略3参照)	(戦略3参照)								

## 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う、持続可能で回復力のある地域の連携・協働を推進するプラットフォーム(関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み)を形成する。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等
4B	国民の文化活動への寄付活動を行う割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H21:9.1%</li> <li>H28:9.6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府「文化に関する世論調査」</li> <li>● 対象:18歳以上</li> <li>● 平成28年,平成21年,平成15年,平成8年,昭和62年実施</li> </ul>
4B	寄付金の受入状況(全体及び対公的資金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期計画期間中に、助成した団体等についての状況を調査することについて検討し、中間評価に反映することを目指す。</li> </ul>	
4B	2020年までに創造都市ネットワーク日本(CCNJ)の加盟自治体数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H27:70自治体・23団体</li> <li>H28:88自治体・35団体</li> <li>H29:96自治体・36団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁</li> <li>● 創造都市ネットワーク(CCNJ):文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興,地域活性化等の取組を推進する地方自治体等,多様な主体を支援するとともに,国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォーム。</li> </ul>
4B	地方公共団体における,文化芸術に関する条例数,指針(計画)の策定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例(H26年度) 28県,18政令市・中核市,82市(政令市・中核市以外)</li> <li>● 指針(H26年度) 38県,49政令市・中核市,161市(政令市・中核市以外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化庁「地方における文化行政の状況について」</li> <li>● 毎年</li> </ul>
4A	文化芸術に関するボランティア数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア活動行動者率(全体) H23:26.3%,H28:26.0%</li> <li>● スポーツ・文化・芸術・学術に係る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省「社会生活基本調査」</li> <li>● 5年に1回(直近は平成</li> </ul>



		た活動 H23:3.5%, H28:3.7%	28年) 10歳以上
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略2参照)	(戦略2参照)
4B	国立美術館・博物館の寄付金等の受け入れ状況	(戦略2参照)	(戦略2参照)
4C 4D	地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会や文化財・伝統的まちなみの保存・整備等)	(戦略4参照)	(戦略4参照)

## 【対応表】

### 目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、創造的で活力ある社会が形成されている

- A) 優れた文化芸術への投資から、更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されている。
- B) 最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受している。
- C) 全国各地で今までにない魅力的な新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれている。
- D) 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- E) 文化の国際交流・発信を通じて、我が国の国際的地位が向上している。

### 目標2 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解がひろがり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

- A) 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、海外に日本の文化芸術が発信されている。
- B) 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があり、相互理解が進み、心の豊かさが形成されている。
- C) 文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進んでいる。
- D) 文化遺産を媒介として文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができる。
- E) 在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信している。
- F) あらゆる文化機関で年齢、性別等の多様な専門的人材が活躍している。

### 目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

- A) 多くの人々が我が国の文化芸術を誇りに感じている。
- B) 若手をはじめ多様な新進芸術家等の人材が次々と養成され、国内外の文化芸術の場で活躍している。
- C) 文化創造の基盤である文化財が確実に継承され、その価値が共有されている。
- D) 文化財に加えて、芸術や芸能の知識・技能・物品等が次世代に確実に継承されている。
- E) 劇場・音楽堂等、美術館、博物館等の文化施設の創造・鑑賞活動に多くの人々が参加している。
- F) 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会がある。

### 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている

- A) 年齢、性別など多様でスキルの高い専門的人材が多くの文化施設や文化芸術団体で活躍している。
- B) 文化施設や文化芸術団体が持続可能で回復力のある基盤を有し、地域のプラットフォームが形成されている。
- C) 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行なっている。
- D) 地域の芸術祭等に多くの人々が参加するなど、多くの人々が地域の文化的環境に満足している。